

Q24. 解雇権を濫用するとどうなりますか？

労契法 16 条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものであるとして、無効とする。」と規定しており、解雇権を濫用すると解雇は無効となります。

解雇が無効と判断されれば、解雇したはずの社員が在職中であることが確認されてしまったり、実際には働いていないにもかかわらず、解雇後の期間（解雇期間）について賃金の支払が命じられたりすることになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎